

第5期ねやがわ男女共同参画プラン（素案） パブリック・コメント手続実施結果

- 意見募集期間 : 令和2年12月1日（火）から令和3年1月9日（土）まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	4件
・ 別記の理由・趣旨から原案どおりとするもの	19件
・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの	1件
	意見の総数 24件 (提出者数 4人)

所属名：危機管理部 人権・男女共同参画課

「第5期ねやがわ男女共同参画プラン(素案)」のパブリック・コメント手続における意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	施策 No.	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方	素案への反映
1	8	-	第2章 市の男女共同参画に関する現状 2. 「第4期プラン」の取組と課題 基本目標 I 男女が共に参画する社会づくり 6行目から7行目	「令和元年度に女性班から女性分団へ格上げを行い、地域の防災訓練や応急手当の指導で特に活躍しています。」の表記は女性のケア役割のイメージ、避難所で応急手当の指導を行うことを印象付けることにならないかと危惧しており、表現を修正してほしい。	「令和元年度に女性班から女性分団へ格上げを行い、地域の防災訓練や応急手当の指導で特に活躍しています。」の表記につきましては、女性に対しケア役割のイメージや応急手当の指導を行うことを印象付けるものではなく、活躍が進んでいる分野を強調しているものであることから、原案どおりといたします。	×
2	15 16	1 2	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進 1行目から3行目 施策の方向(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進	なぜ寝屋川市が府下の他自治体に比べて女性委員の比率が低いのか明らかにすること。	比率が低い要因の一つといたしまして、15ページ5行目から7行目に「各種団体の長の男性比率が高い現状から女性が出されにくいという実態があります。」と記載しております。 なお、16ページの具体的取組No. 1「審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。」及びNo. 2「審議会等における女性委員の登用比率などの現状について調査します。」に基づき、取組を進めてまいります。	×
3	15 16	3	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進 表「各役職段階の職員の女性割合」 施策の方向(2) 女性職員の管理職登用の推進	女性のキャリアアップを目指すことは意味のあることだと思うが、係長、部長といったようにランクで示すというのは違和感がある。	女性の活躍状況を詳しく把握した上で、その対策を講じる必要があると認識していることから、原案どおりといたします。	×
4	16	1	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進 施策の方向(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進	審議会の女性比率を引き上げるため、広く女性団体からの推薦や公募による民主的で透明性のある選出方法への改善を入れること。	16ページの具体的取組No. 1「審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。」の記載のとおり取組を進めてまいりますので、原案どおりといたします。	×

番号	ページ	施策 No.	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方	素案への反映
5	17 18	-	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題2. 地域における男女共同参画の促進 16行目から17行目	きっかけ作りや機会の提供だけでなく、地域の人々が気軽に集える場所や施設の提供が必要。	男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）を始め、その他の既存の公共施設を利活用しながら、今後もより多くの地域の人々が気軽に利用できるよう周知・啓発に努めてまいりますので、原案どおりといたします。	×
6	19 20	14 15	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題3. 働く分野における男女共同参画の推進 施策の方向(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	職場における男女の平等な機会と待遇の推進のための課題と施策を入れること。	19ページに女性が職場において活躍できる環境が十分に整っていないなどの課題を記載しており、また、施策につきましては、20ページの具体的取組No.14「事業所に対して「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」を始めとする労働関連法や制度の情報提供を行います。」及びNo.15「雇用や待遇等に関する問合せに対応する窓口を設けて、労働者の相談の機会を確保します。」に記載しておりますので、原案どおりといたします。	×
7	19	-	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題3. 働く分野における男女共同参画の推進 10行目	「ハラスメントが社会問題となっています」の文言でなく「ハラスメントは重大な人権侵害であること、ハラスメントの禁止」を明記すること。	御意見を踏まえ、19ページ10行目「ハラスメントが社会問題となっています。」の文言を「 <u>ハラスメントが社会問題となっていますが、ハラスメントは重大な人権侵害であり、禁止されなければならないものです。</u> 」に修正いたします。	○
8	22	26	第3章 プランの内容 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進 課題4. 仕事と生活の調和の実現 施策の方向(1) 仕事と子育ての両立支援	「男性職員及び労働者」の文言を「労働者」に変更し、「とりわけ男性職員の育児休業取得促進を支援します」を追記してはどうか。	御意見を踏まえ、22ページの具体的取組No.26「 <u>市内及び事業所における、男性職員及び労働者の育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。</u> 」を「 <u>市内及び事業所における労働者、特に男性労働者の育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。</u> 」に修正いたします。	○

番号	ページ	施策 No.	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方	素案への反映
9	23	-	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性に対するあらゆる暴力は犯罪であり人権侵害であることを明記するべきではないか。	御意見を踏まえ、23ページの1行目「女性に対する暴力では、」を「女性に対する暴力は、 <u>重大な人権侵害であり、</u> 」に修正いたします。	○
10	23 24	32 ～ 42	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向(1)から(4)	広報・啓発だけでなく学校や社会教育、メディアなど様々な手段や機会を通じて周知徹底する課題としてほしい。	24ページの施策の方向「(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透」、「(2)暴力に関する相談支援体制の充実」、「(3)DV等被害者保護と自立支援の推進」及び「(4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援」にある各具体的取組を進めてまいりますので、原案どおりといたします。	×
11	23 24 32	33 63 64	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透 基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 課題1. 男女共同参画の意識づくり 施策の方向(1) 男女の人権尊重と法制度の理解促進	デートDVについては、学校にパンフレットを配布するだけでなく、授業で取り上げるなどし、また、地域コミュニティで中心的な役割をされる人や企業や役所における指導的地位にある人、議員への研修など積極的に男女共同参画の意識を高めてほしい。	デートDVにつきましては、24ページの具体的取組No. 33「デートDVを防止するために、若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。」に基づき、教育委員会等と連携を図りながら取組を進めてまいります。また、32ページの具体的取組No. 63「男女共同参画に関わる法律や制度の周知と理解を促進するための情報発信や学習機会を提供します。」及びNo. 64「市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、職員に対する男女の人権尊重の意義と男女共同参画に関わる法律・制度の理解を深める研修を実施します。」に基づき、積極的に男女共同参画の意識を高める取組を進めてまいりますので、原案どおりといたします。	×
12	24	41	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向(4) 性犯罪・性暴力の予防と被害者支援	「教育」を「性教育」に変更するべきではないか。	24ページの具体的取組No. 41「子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少時からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図ります。」につきましては、性教育だけでなく様々な教育が必要であると考えておりますので、原案どおりといたします。	×

番号	ページ	施策 No.	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方	素案への反映
13	26	44	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題2. 生涯にわたる男女の健康支援 施策の方向(1) 生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応	学校教育における性教育の位置付けを記載してほしい。	26ページの具体的取組No. 44「男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。」につきましては、学校での教育だけでなく、幅広い世代の市民を対象とした内容と考えておりますので、原案どおりといたします。	×
14	26	44 45	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題2. 生涯にわたる男女の健康支援 施策の方向(1) 生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応	「性的権利やリプロダクティブヘルス/ライツにもとづく科学的な性教育の推進をします。」を明記するべきではないか。	26ページの具体的取組No. 44「男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。」及びNo. 45「性感染症や薬物依存などに関する知識の普及啓発と予防のための取組を進めます。」につきましては、性的権利やリプロダクティブヘルス/ライツの考え方を踏まえた内容と考えておりますので、原案どおりといたします。	×
15	26	48	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題2. 生涯にわたる男女の健康支援 施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利の浸透	妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援体制が必要というのなら、それに見合う具体的な支援体制の明記をするべきではないか。	26ページの具体的取組No. 48「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実とともに、男性に対しても妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供します。」の支援体制として子育て支援課及び子育てリフレッシュ館において対応してまいりますので、原案どおりといたします。	×
16	27 28	59	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題3. 困難を抱える人への支援 施策の方向(3) 性の多様性を尊重する環境づくり	2020年1月大阪府はパートナーシップ制度を導入している。すでに60を超える自治体でパートナーシップ制度が施行されている。寝屋川市においても「パートナーシップ制度」導入の検討を進めます、との記述が必要ではないか。	パートナーシップ制度の導入の検討につきましては、大阪府が府内の市町村を包含した「パートナーシップ宣誓証明制度」を運用し、同制度を活用しておりますので、原案どおりといたします。	×

番号	ページ	施策 No.	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方	素案への反映
17	30	61	第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保 課題4. 防災・減災活動における男女共同参画の推進 施策の方向(1) 地域における防災・減災活動への女性の参画促進	「女性の視点による防災計画、避難所運営マニュアルの見直しを行います。」を追加するべきではないか。	30ページの具体的取組No. 61「地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しにおける意思決定の場に女性の参画拡大を進めます。」の記載のとおり取組を進めてまいりますので、原案どおりいたします。	×
18	31 33	-	第3章 プランの内容 基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 課題1. 男女共同参画の意識づくり 課題2. 多様な選択を可能にする教育や学習の推進	保育・学校で男女平等教育をすすめる意義について記述すべき。	保育・学校で男女平等教育を進める意義につきましては、31ページの基本目標Ⅲ課題1に「男女に関わらず、誰もが互いを尊重しながら、自分らしく生きられるようになるために、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものにする必要があります。」と記載するとともに、33ページの課題2にも記載しておりますので、原案どおりいたします。	×
19	33	-	第3章 プランの内容 基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 課題2. 多様な選択を可能にする教育や学習の推進 6行目	「男女平等教育が実施されています」とあるが、具体的な実践を記述すべきではないか。	「男女平等教育」につきましては、学校等において様々な取組を複合的に行っておりますので、原案どおりいたします。	×
20	34	71	第3章 プランの内容 基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 課題2. 多様な選択を可能にする教育や学習の推進 施策の方向(1) 男女平等保育・教育の充実	多様な職業選択を可能にする職業観の育成のみが男女平等教育でないため、「男女共が人間らしい多様な生き方を学ぶ人権尊重・ジェンダー平等教育に取り組みます」に変更するべきではないか。	34ページの具体的取組No. 71「性別に関わらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた男女平等の視点に立った教育に取り組みます。」につきましては、職業観の育成のみが男女平等教育であるとする趣旨ではないことから、原案どおりいたします。	×

番号	ページ	施策 No.	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方	素案への反映
21	36	76	第3章 プランの内容 基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 課題3. 国際的な協調と貢献 施策の方向(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs) への貢献	SDGsについて、バッジだけをつけて、理念だけでというのはやめていただきたいと思う。	36ページの具体的取組No. 76「SDGsの達成に向けて、市民や地域団体、事業者などに「ジェンダー平等の実現」による持続可能なまちづくりの推進を働きかけます。」に基づき、取組を進めてまいります。	×
22	36	77	第3章 プランの内容 基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透 課題3. 国際的な協調と貢献 施策の方向(2) 男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信	「若者」を「市民」に変更するべきではないか。	御意見を踏まえ、36ページの具体的取組No. 77「男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、若者に向けて情報収集と発信を行います。」の「若者」を「市民」に修正いたします。	○
23	-	-	-	地方自治体の計画であったとしても、「選択的夫婦別姓制度」に関する記述が必要であり、「選択的夫婦別姓制度」検討委員会を作って、議論すべき。	「選択的夫婦別姓制度」につきましては、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」こととされていることから、国や大阪府の動向を注視してまいります。	×

【以上23件の意見】